個人情報保護方針確認のお願い

個人情報保護方針

ヤックスドラッグ薬局（(株)千葉薬品）は、「全ては、喜びのために。社会を支える事業を新化させる」という理念のもと、お客様・患者様に満足していただける商品・サービスの提供を行うために、お客様・患者様の個人情報をお預かりしております。個人情報を取り扱う事業者としてその重要性を認識し、個人情報の取り扱いに関する法令や国が定める指針を遵守するとともに、個人情報の適切な取り扱いの維持向上に努めてまいります。

2025年12月1日
株式会社会社　千葉薬品
代表取締役　齋藤 昭生

個人情報の取り扱いについて

1．個人情報の収集・利用目的について

当社は、収集した個人情報を以下の目的の為に利用させていただきます。

① 当社が患者様に対して行う調剤サービス及び薬剤情報の提供・指導その他の治療支援
② 調剤を行う上で必要な医師・歯科医師・医療機関等への照会
③ 医療保険事務（保険請求・審査支払機関への提出・照会対応等）
④ 当社における管理運営業務（会計・経理、事故報告、当該患者の調剤サービスの質の向上等）
⑤ 当社において行われる教育・研修
⑥ 学会・学術誌等での発表（個人が特定できないように匿名化します）
⑦ 健康維持増進・疾病予防に資する情報の提供
⑧ 調剤サービスその他の業務の維持・改善、情報分析や研究のための統計データ・匿名加工情報の作成・　分析・提供
⑨法令に基づく利用および行政機関・保険者等への報告・照会への対応
⑩業務委託に伴う委託先への提供（レセプトコンピューター事業者等）

2．個人情報の管理について

① 当社は、患者様の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者様の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は患者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。
② 当社は、患者様の個人情報について患者様が開示を求められた場合には、遅滞なく内容を確認し、当社の規程に従って対応いたします。また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

3．個人情報の第三者提供について

当社は、法令に基づく場合を除き、あらかじめ患者様の同意を得ることなく個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、以下の利用目的に該当する場合は、患者様から特にお申し出のない限り、医療・調剤サービスを提供するための通常業務として必要な範囲において、患者様の個人情報を第三者に提供する場合があります。

① 患者様への医療の提供のため、他の病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との必要な連携を図るため
② 調剤サービスに際し、処方箋発行元の医療機関・医師等に照会するなど、外部の医師等の意見・助言を求めるため
③ 患者様への医療の提供のため、他の医療機関等からの照会に応じるため
④ 調剤サービスに際し、ご家族等への説明を行うため
⑤ 医療保険事務（審査支払機関への診療報酬明細書の提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答等）のため
⑥ 薬剤師賠償責任保険等などに係る、医療に関する専門の団体、保険会社等への相談又は届出等のため
⑦ 外部監査機関への情報提供

４．個人情報の第三者への委託について

当社は、以下の場合を除いて、個人情報を第三者に委託することはありません。
個人情報に関する機密保持契約を締結した業務委託会社に対して、ご利用者に明示した利用目的の達成に必要な範囲内でご利用者の情報を委託致します。
また、定期的に個人情報保護管理体制の状況確認を致します。

①医薬品・医薬品に関係する資料等の配送業務
②メール配信業務

５．匿名加工情報の取り扱いについて

（１）当社は、患者様の個人情報から、患者様を識別する事ができないよう加工した匿名加工情報を作成しています。なお、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目は以下のとおりです。

氏名・生年月日・性別・被保険者記号と番号・公費受給者番号・医師の氏名・処方日・調剤日
調剤報酬明細書記載の処方・調剤履歴（薬剤名、用量、剤型や調剤報酬に関する調剤料、調剤基本料等の加算点数に関する情報）
会員番号・購買情報（商品名、数量、金額、購入日時、購入店舗）

（２）匿名加工情報は、経営改善等のデータ分析を目的として、セキュリティが確立された伝送方法にて定期的に第三者に提供されます。当社および提供先の第三者いずれも、匿名加工情報に対して安全管理措置を講じ、適切に管理しております。

６．ご利用者様からのお問い合わせについて

ご利用者は、当社が収集させていただいたご利用者ご自身の個人情報について、開示・訂正・追加または削除を請求することができます。また、当社は個人情報に関するお問合せ・苦情・ご相談・ご利用の停止を申し受けます。これらの申込があった場合には、合理的な範囲で適切に対応させていただきます。その場合は、以下の「個人情報に関する連絡先」までご連絡下さい。

7. 本お客様情報の取扱い方針の変更

この取扱いは必要に応じて変更いたします。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

個人情報に関する連絡先

株式会社　千葉薬品
千葉薬品お客様相談室
薬局担当個人情報管理者　TEL：0120-044-089
受付：月曜日~金曜日（土、日、祝祭日、年末年始は除く）
9：00～12：00　13：00～17：00

調剤報酬点数表（令和8年6月1日施行）

第１節　調剤技術料

令和８年３月31日、日本薬剤師会作成

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤基本料		処方箋受付1回につき	注1)妥結率50%以下などは▲50%で算定 注2)異なる保険医療機関の複数処方箋の同時受付、1枚目以外は▲20%で算定
① 調剤基本料１	○	②～⑤以外、または 医療資源の少ない地域に所在する保険薬局	47点
② 調剤基本料２	○	処方箋受付回数および集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 ・月4,000回超、集中率70%超 ・月600回超～4,000回以下、集中率85%超 （ただし、月600回超～1,800回以下は都市部の新規保険薬局が対象） ・特定の保険医療機関に係る処方箋が月4,000回超 ※1. 保険薬局と同一建物内の複数保険医療機関の受付回数は合算 ※2. 同一グループの他の保険薬局で集中率が最も高い保険医療機関が同一の場合は、当該処方箋受付回数を含む	30点
③ 調剤基本料３	○	同一グループの保険薬局の処方箋受付回数の合計および各施設の集中率が、次のいずれかに該当する保険薬局 イ）・月3.5万回超～40万回以下、集中率85%超 ・月3.5万回超～40万回以下、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ロ）・月40万回超、集中率85%超 ・月40万回超、特定の保険医療機関と不動産賃貸借取引あり ハ）・月40万回超、集中率85%以下	イ）25点 ロ）20点 ハ）37点
④ 特別調剤基本料Ａ	○	保険医療機関と特別な関係（同一敷地内）＆集中率50%超の保険薬局 ※1. 地域支援体制加算・後発医薬品調剤体制加算等は▲90%で算定 ※2. 薬学管理料に属する項目（一部を除く）は算定不可 ※3. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	5点
⑤ 特別調剤基本料Ｂ	－	調剤基本料に係る届出を行っていない保険薬局 ※1. 調剤基本料の各種加算および薬学管理料に属する項目は算定不可 ※2. 1処方につき7種類以上の内服薬の薬剤料は▲10%で算定	3点
分割調剤（長期保存の困難性等）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目以降）	5点
〃　（後発医薬品の試用）		1分割調剤につき（1処方箋の2回目のみ）	5点
地域支援・医薬品供給対応体制加算１	○	医薬品の安定供給体制の確保、後発医薬品の調剤数量が85%以上	27点
地域支援・医薬品供給対応体制加算２		調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋必須1＋選択2以上	59点
地域支援・医薬品供給対応体制加算３		調剤基本料１の保険薬局、基本体制＋選択7以上	67点
地域支援・医薬品供給対応体制加算４		調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋必須2＋選択1以上	37点
地域支援・医薬品供給対応体制加算５		調剤基本料１以外の保険薬局、基本体制＋選択7以上	59点
連携強化加算	○	災害・新興感染症発生時等の対応体制	5点
バイオ後続品調剤体制加算	○	バイオ後続品の積極的調剤の掲示、バイオ後続品の調剤	50点
後発医薬品減算	－	後発医薬品の調剤数量が50%以下、月600回以下の保険薬局を除く	▲5点
在宅薬学総合体制加算１	○	在宅患者訪問薬剤管理指導料等48回以上、緊急時等対応、医療・衛生材料等	30点
在宅薬学総合体制加算２		同加算１の算定要件、在宅患者への高度な薬学的管理・指導体制および十分な実績	単一建物患者 100点、 それ以外 50点
電子的調剤情報連携体制整備加算	○	電子処方箋、電子薬歴、マイナ保険証 30%以上、月1回まで	8点
門前薬局等立地依存減算	－	都市部の保険薬局が多数の地域、または、医療モール。既存薬局は除く。	▲15点
薬剤調製料			
内服薬		1剤につき、3剤分まで	24点
屯服薬			21点
浸煎薬		1調剤につき、3調剤分まで	190点
湯薬		1調剤につき、3調剤分まで	7日分以下 190点 8日分以上 10点／1日分 29日分以上 400点
注射薬			26点
外用薬		1調剤につき、3調剤分まで	10点
内服用滴剤		1調剤につき	10点
無菌製剤処理加算	○	1日につき ※注射薬のみ	
中心静脈栄養法用輸液		2以上の注射薬を混合	69点（15歳未満 237点）
抗悪性腫瘍剤		2以上の注射薬を混合（生理食塩水等で希釈する場合を含む）	79点（15歳未満 147点）
麻薬		麻薬を含む2以上の注射薬を混合（ 〃 ）または 原液を無菌的に充填	69点（15歳未満 137点）
麻薬等加算（麻薬、向精神薬、覚醒剤原料、毒薬）		1調剤につき	麻薬 70点、麻薬以外 8点
自家製剤加算（内服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤		錠剤を分割した場合は20/100に相当する点数を算定	7日分につき 20点
液剤			45点
自家製剤加算（屯服薬）		1調剤につき	
錠剤、丸剤、ｶﾌﾟｾﾙ剤、散剤、顆粒剤、ｴｷｽ剤			90点
液剤			45点
自家製剤加算（外用薬）		1調剤につき	
錠剤、ﾄﾛｰﾁ剤、軟・硬膏剤、ﾊﾟｯﾌﾟ剤、ﾘﾆﾒﾝﾄ剤、坐剤			90点
点眼剤、点鼻・点耳剤、浣腸剤			75点
液剤			45点
計量混合調剤加算		1調剤につき ※内服薬・屯服薬・外用薬	
液剤			35点
散剤、顆粒剤			45点
軟・硬膏剤			80点
時間外等加算（時間外、休日、深夜）		基礎額＝調剤基本料（加算含）＋薬剤調製料＋無菌製剤処理加算＋調剤管理料	基礎額の100%（時間外）、140%（休日）、200%（深夜）
夜間・休日等加算		処方箋受付1回につき	40点

第２節　薬学管理料

項目	届出	主な要件、算定上限	点数
調剤管理料		処方箋受付1回につき、薬剤服用歴の記録・管理	
① 内服薬		1剤につき、3剤分まで	27日分以下 10点、 28日分以上 60点
② 内服薬以外			10点
調剤時残薬調整加算		7日分以上の残薬調整	在宅処方前提案反映・処方後日数変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
薬学的有害事象等防止加算		処方変更あり	在宅処方前提案反映・処方後処方変更、かかりつけ薬剤師 50点 それ以外 30点
服薬管理指導料		処方箋受付1回につき、薬剤情報提供・服薬指導	
① 通常（②・③以外）	(○)	イ）3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）	かかりつけ薬剤師・それ以外 45点
	(○)	ロ）3カ月以内の再調剤以外	かかりつけ薬剤師・それ以外 59点
② 介護老人福祉施設等入所者		ショートステイ等の利用者も対象、オンラインによる場合含む。月4回まで	45点
③ 情報通信機器を使用（オンライン）		イ）3カ月以内の再調剤（手帳による薬剤情報提供を含む）	45点
		ロ）在宅患者	59点
		ハ）在宅患者で患者の状態の急変等に伴い行った場合	59点
		ニ）イ・ロ・ハ以外	
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	22点
特定薬剤管理指導加算１		厚生労働大臣が定める特に安全管理が必要な医薬品	新たに処方 10点、指導の必要 5点
特定薬剤管理指導加算２	○	抗悪性腫瘍剤の注射＆悪性腫瘍の治療に係る調剤、月1回まで	100点
特定薬剤管理指導加算３		イ）医薬品リスク管理計画に基づく指導、対象医薬品の最初の処方時1回まで	5点
		ロ）選定療養に係る選択・バイオ後続品の説明、対象薬の最初の処方時1回まで	10点
乳幼児服薬指導加算		6歳未満の乳幼児	12点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	350点
吸入薬指導加算		吸入薬の処方患者（喘息、慢性閉塞性肺疾患、インフルエンザ）、6月に1回まで	30点
かかりつけ薬剤師フォローアップ加算		かかりつけ薬剤師による服薬期間中の患者フォロー、3月に1回まで	50点
かかりつけ薬剤師訪問加算		かかりつけ薬剤師が患家を訪問して残薬整理、服薬管理指導など、6月に1回まで	230点
服薬管理指導料（特例）	−	3カ月以内の再調剤のうち手帳の活用実績が50%以下、加算は算定不可	13点
外来服薬支援料１		月1回まで	185点
外来服薬支援料２		一包化支援、内服薬のみ	34点／7日分、43日分以上 240点
施設連携加算		入所中の患者を訪問、施設職員と協働した服薬管理・支援、月1回まで	50点
服用薬剤調整支援料１		内服薬6種類以上→2種類以上減少、月1回まで	125点
服用薬剤調整支援料２		複数の医療機関から内服薬６種類以上の患者に対して、 必要な研修を受けたかかりつけ薬剤師による、服用薬剤総合評価および処方医への調整提案	1,000点（令和9年6月1日から）
調剤後薬剤管理指導料		地域支援・医薬品供給対応体制加算の届出を行っている保険薬局、月1回まで	
		1）糖尿病患者、糖尿病用剤の新たな処方または投薬内容の変更	60点
		2）慢性心不全患者、心疾患による入院経験あり	60点
服薬情報等提供料１		保険医療機関からの求め、文書による情報提供、月1回まで	30点
服薬情報等提供料２		薬剤師が必要性ありと判断、文書による情報提供、月1回まで イ）保険医療機関、ロ）リフィル処方箋の調剤後、ハ）介護支援専門員	20点
服薬情報等提供料３		保険医療機関からの求め、入院予定患者、3月に1回まで	50点
在宅患者訪問薬剤管理指導料	○	在宅療養患者、医師の指示、薬学的管理指導計画	
① 単一建物患者 1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が	650点
② 単一建物患者 2～9人		必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）、	320点
③ 単一建物患者 10人以上		保険薬剤師1人につき週40回まで	290点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている在宅患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料		在宅療養患者、医師の指示、状態の急変等に伴う対応　※新興感染症対応含む	
① 計画的な訪問薬剤指導に係る疾患の急変		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者・注射による麻薬投与が	500点
② ①以外		必要な患者は原則として月8回まで）、主治医と連携する他の保険医の指示でも可	200点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150点
夜間・休日・深夜訪問加算		末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者	夜間400点、休日600点、深夜1,000点
在宅患者緊急時等共同指導料		在宅療養患者、主治医と連携する他の保険医の指示でも可、月2回まで	700点
麻薬管理指導加算		投与された麻薬の服用状況、残薬状況および保管状況について確認、必要な指導等	100点
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者	250点
乳幼児加算		6歳未満の乳幼児	100点
小児特定加算		医療的ケア児（18歳未満）	450点
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者	150点
経管投薬支援料		初回のみ	100点
在宅移行初期管理料		在宅療養開始前の管理・指導、在宅患者訪問薬剤管理指導料等の初回に算定	230点
訪問薬剤管理医師同時指導料		単一建物診療患者／居住者１人の場合、訪問診療医との同時訪問、6月に1回まで	150点
複数名薬剤管理指導訪問料		単一建物診療患者／居住者１人の場合、当該薬局職員との複数名訪問	300点
退院時共同指導料		入院中1回（末期の悪性腫瘍の患者等は入院中2回）まで、ビデオ通話可	600点

第３節　薬剤料

項目	主な要件	点数
使用薬剤料（所定単位につき15円以下の場合）	薬剤調製料の所定単位につき	1点
〃　（所定単位につき15円を超える場合）	〃	10円又はその端数を増すごとに1点
多剤投与時の逓減措置	1処方につき7種類以上の内服薬、特別調剤基本料Ａ・Ｂの保険薬局の場合	所定点数の90/100に相当する点数

第４節　特定保険医療材料料

項目	主な要件	点数
特定保険医療材料	厚生労働大臣が定めるものを除く	材料価格を10円で除して得た点数

第５節　その他

項目	主な要件	点数
調剤ベースアップ評価料	地方厚生局への要届出、処方箋受付1回につき	4点（令和9年6月1日から 8点）
調剤物価対応料	処方箋受付時、3月に1回まで	1点（令和9年6月1日から 2点）

介護報酬（令和6年6月1日施行分）

項目	届出	主な要件、算定上限	単位数
居宅療養管理指導費、介護予防居宅療養管理指導費	○	《薬局の薬剤師の場合》	
① 単一建物居住者　1人		合わせて月4回まで（末期の悪性腫瘍の患者、注射による麻薬投与が必要な患者、中心静脈栄養法の患者は週2回＆月8回まで）	518単位
② 単一建物居住者　2～9人			379単位
③ 単一建物居住者　10人以上			342単位
④情報通信機器を用いた服薬指導			46単位
麻薬管理指導加算			100単位
医療用麻薬持続注射療法加算	○	医療用麻薬持続注射療法を行っている患者、オンライン不可	250単位
在宅中心静脈栄養法加算	○	在宅中心静脈栄養法を行っている患者、オンライン不可	150単位
特別地域加算			所定単位数の15%
中山間地域等小規模事業所加算			所定単位数の10%
中山間地域等居住者サービス提供加算			所定単位数の　5%

処方せん受付

【受付時間】

月～土曜日　9：00～13：00
　　14：00～18：00

日・祝祭日　閉　局

ヤックスドラッグオークビレッジかみす薬局

患者さま各位

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、平成22年4月1日より、領収書の発行の際に、個別の調剤報酬の算定項目のわかる明細書を無料で発行することと致しました。

公費負担医療受給者で医療費自己負担のない方におきましても明細書を無料で発行致します。

明細書には、使用した薬剤の名称等が記載されるものですので、ご理解をいただき明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

ヤックスドラッグオークビレッジかみす薬局

在宅訪問をご希望される患者さまへ

当薬局では、在宅療養を希望される患者様の支援を積極的に行っております。在宅でのお薬に対する相談等ございましたらお気軽にお申し出下さい。

＜在宅訪問薬剤管理指導について＞

ご自宅（もしくは介護施設）にお伺いして、処方せんにより調剤したお薬をお届けするだけでなく、お薬の説明・飲み合わせの確認（市販薬・食品・サプリメント・嗜好品等すべて）・お薬による副作用の早期確認・服用法の提案・服用忘れの防止その他、お薬に関する相談等を行わせて頂きます。また、上記事項につきましては、薬局開局時間外の緊急時についても対応させて頂きますので、安心してお過ごし頂けます。

＜ご利用料金について＞

①介護保険（居宅療養管理指導費、介護予防居宅管理指導費）
②医療保険（在宅患者薬剤訪問管理指導料、服薬管理指導料）

- 単一建物居住者１人の利用者様　①1回518円（1割負担）　②1回6,500円に対する保険負担割分
  その他、以下のi),ii),iii)に対する保険負担分をいただきます。ⅰ)在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料として、１回5,000円又は2,000円。ⅱ)厚労省の定める状態の方へ一回につき、夜間訪問加算4,000円、休日訪問加算6,000円、深夜訪問加算10,000円。iii)訪問診療を行う医師と同時に訪問する際に、訪問薬剤管理医師同時指導料として一回につき1,500円。
- 単一建物住居者２～９人の利用者様　①1回379円（1割負担）　②1回3,200円に対する保険負担割分
- 上記以外の利用者様　①1回342円（1割負担）　②1回2,900円に対する保険負担割分
- 情報通信機器を用いた指導の場合　①1回46円（1割負担）　②1回590円に対する保険負担割分

上記の一部負担金について①②いづれかについて徴収させて頂きます。
＊別途、医師から必要性が認められた利用者様につきましては、複数名薬剤管理指導訪問料として１回3,000円に対する保険負担割分をいただきます。
また、処方せんによるお薬の交付については医療保険負担割にて費用が生じます。
いづれの場合も国で定められた報酬に基づいて算定させて頂いております。

ヤックスドラッグオークビレッジかみす薬局
住所：神栖市大野原四丁目8番67-4号
【ＴＥＬ】0299-94-5981
【ＦＡＸ】0299-94-5982

患者さま各位

療養の給付と直接関係ないサービス等の取扱いについて
当薬局では、以下の項目についてその利用に応じた
交通費の負担をお願いしております。
ご不明な点等ございましたら、お気軽にお尋ね下さい。

●訪問時交通費

当薬局は、在宅訪問時に交通費に関する制度にて認められている、
交通費・駐車料金などとして、以下の金額を頂戴しております。

患者様ご自宅および、施設ご入居の患者様への訪問時
１回につき

個人宅の方へのご訪問時	５００円（税込み） （455円+消費税45円）
ご施設など複数名の方の ご入居先へのご訪問時	３３０円（税込み） （300円+消費税30円）

※交通費に関する制度について
「調剤報酬　第2節　薬学管理料」 等より、交通費に関する規定を抜粋
区分15　在宅患者訪問薬剤管理指導料
（注9）在宅患者訪問薬剤管理指導に要した交通費は、患家の負担とする。

ヤックスドラッグオークビレッジかみす薬局

供給が不安定な医薬品があります

現在、供給が不安定な医薬品が多数あり、**入荷に時間がかかったり、入荷不可能となっている**ものがあります。これは、当薬局だけの問題ではなく全国的な規模で起こっております。

供給が不安定な要因として以下のような事情がございます

- 業務停止中の製薬メーカーによる出荷停止、自主回収
- 代替品としての他社製品の供給が追いつかず出荷調整
- 各企業の自己点検で不備が発覚したことによる自主回収、出荷調整
- 新型コロナウィルス流行による、解熱剤・咳止め等の需要増加
- 原薬製造国での新型コロナウィルス流行による製造所の操業停止　　など

ヤックスドラッグの対応といたしましては、処方医の同意を得たうえで、

- **同じ種類の効き目が同じお薬に変えてもらう**
- **他の規格（同一成分）がある場合は、やりくりして同容量で調剤**
- **処方日数が長い場合、短くしてもらう**

等がございます。

薬局の使命である医薬品の安定供給が難しい状況で患者様へは大変ご迷惑をおかけしております。
ご理解・ご協力の程、よろしくお願い致します。